

議案第 80 号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

佐野市長 金子 裕

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年栃木県指令市町村第 864 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い所要の規定を整備するため栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。…省 略…

2-8 …省 略…

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、
前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議に
ついては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 8 0 号参考資料

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更案 新旧対照表

現 行	変 更 案
別表第 1 （第 4 条関係） （略） ○ <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し ○ <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 （略）	別表第 1 （第 4 条関係） （略） ○ <u>資格確認書等</u> の引渡し ○ <u>資格確認書等</u> の返還の受付 （略）